

お客さま各位

2024年10月吉日

東邦リース株式会社

自動車ファイナンスリースにおける自動車重量税 および自動車損害賠償責任保険料の取扱変更のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より東邦リースをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年10月より、これまで自動車ファイナンスリースに含まれておりました継続車検の自動車重量税および自動車損害賠償責任保険料（以下「自賠責保険料」）をリースの対象外とすることといたしましたのでご案内申し上げます。

（自動車メンテナンスリースにおいては、取扱の変更はございません）

なお、現在ご利用いただいている契約については、自動車重量税および自賠責保険料を含む現状の取扱と変更ございません。リース契約の満了時にあらためて取扱変更の内容やご継続手続きについてご説明させていただきます。

今後ともサービス向上のため鋭意努力してまいりますので、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ポイント
1

◆2024年10月より、自動車ファイナンスリースの取扱を変更させていただきます。

2024年 9月 10月 11月 12月

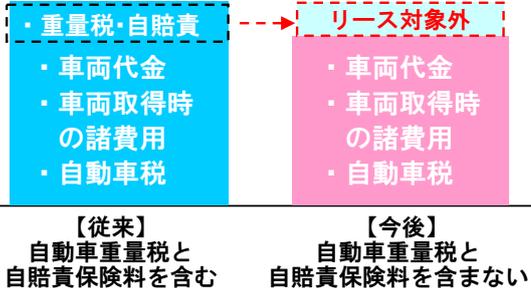


2024年10月1日（火）から
継続車検の自動車重量税・自賠責保険料の
取扱を変更いたします。

- ①新規契約は10月の受付分から適用、
- ②再リース契約は10月の満了案内分から適用となります。

ポイント
2

◆継続車検の自動車重量税・自賠責保険料をリースの対象外とさせていただきます。

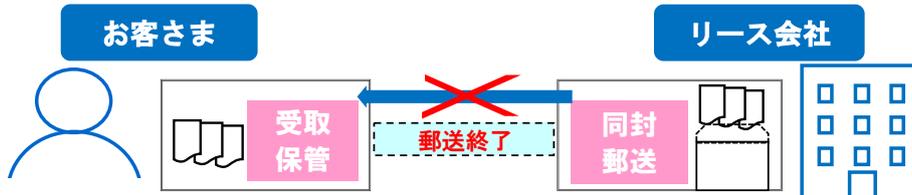


今後は、車両代および車両取得に必要な諸経費、リース期間中の自動車税のみの取扱となります。

継続車検の自動車重量税・自賠責保険料は、車検を受けられる整備工場にお客さまから直接お支払いいただきます。ご対応をお願いいたします。

ポイント
3

◆継続車検書類（自動車重量税納付書・自賠責保険証明書・車検期日案内）の郵送が終了します。



従来は、継続車検に必要な自動車重量税納付書・自賠責保険証明書を車検期日案内とともに郵送していましたが、今後は整備工場にて直接手続きいただくため、車検書類や車検期日案内は郵送されません。車検の期日管理等はお客さまにてご対応いただきますよう、お願いいたします。